

令和7年12月（第4回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第106号宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件外1件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第106号及び第107号の2件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第107号宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

本案は、一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他給与制度の見直しに伴い所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、給与制度の見直し理由についてただしたところ、人事院勧告に基づくものではないものの、国と同様に、職務や職階に応じた明確な級区分へ整理することで、職責に応じた待遇・給与体系への転換を図ることを目的としており、職員の昇任意欲などに関する課題へ対応するために必要な見直しであるとのことでした。

次に、等級別基準職務表の改正及び職務の級の切替えによる影響についてただしたところ、上位の職に昇任する際に職務の級も上がることで、昇任すれば給料が上がる給与制度となる。また、切替時に級が下がる職員については、切替前の給料額を保障する、いわゆる現給保障を行い対応することでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第107号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。